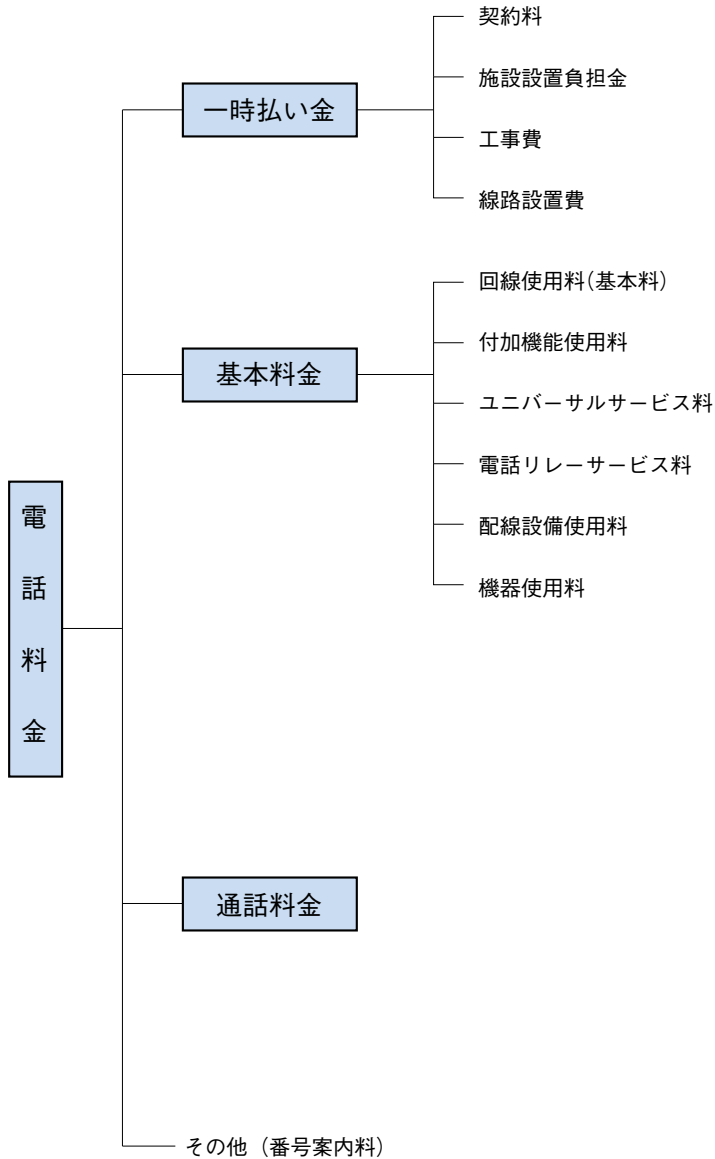


電話料金

加入電話の料金体系



(1) 電話料金(加入電話)は、

- ①新規契約時などに支払う「一時払い金」
- ②通話量にかかわらず毎月一定額支払う「基本料金」
- ③通話量に応じて支払う「通話料金」

の3本立ての料金体系となっています。

①の一時払い金には、

- 電話の新規取り付けに要する事務的な手続きの費用にあてる「契約料」
- 電話の新規架設工事の費用(電話局からお客さま宅までの設備の建設費用)の一部に充当される「施設設置負担金」
- 屋内配線などの工事に必要な「工事費」などがあります。

②の基本料金には、

- 次の3種類の費用に対応して必要な「回線使用料」(基本料)

- ・各お客さまが専用に利用する設備(電話局からお客さま宅までの加入者回線設備)の減価償却費、保守費などの費用(施設設置負担金により充当した費用を除く)
- ・加入者交換機などの加入者対応設備に係る減価償却費、保守費などの費用(NTSコスト*といえます)
- ・通話回数にかかわらず、お客さまごとに個別に発生する費用(116の受付、料金の請求・収納などに関する費用)

- 「ナンバーディスプレイ」や「キャッチホン」などの付加機能を利用する場合に必要な「付加機能使用料」

- ユニバーサルサービス基金制度による支援に必要な費用を賄うために、お客さまにご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「ユニバーサルサービス料」

- 電話リレーサービスの提供を確保するために、お客さまにご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「電話リレーサービス料」

- 屋内配線(お客さま宅の保安器から、ジャックまたはローゼットまでの配線)をレンタルで利用する場合に必要な「配線設備使用料」

- 端末機器をレンタルで利用する場合に必要な「機器使用料」

などがあります。

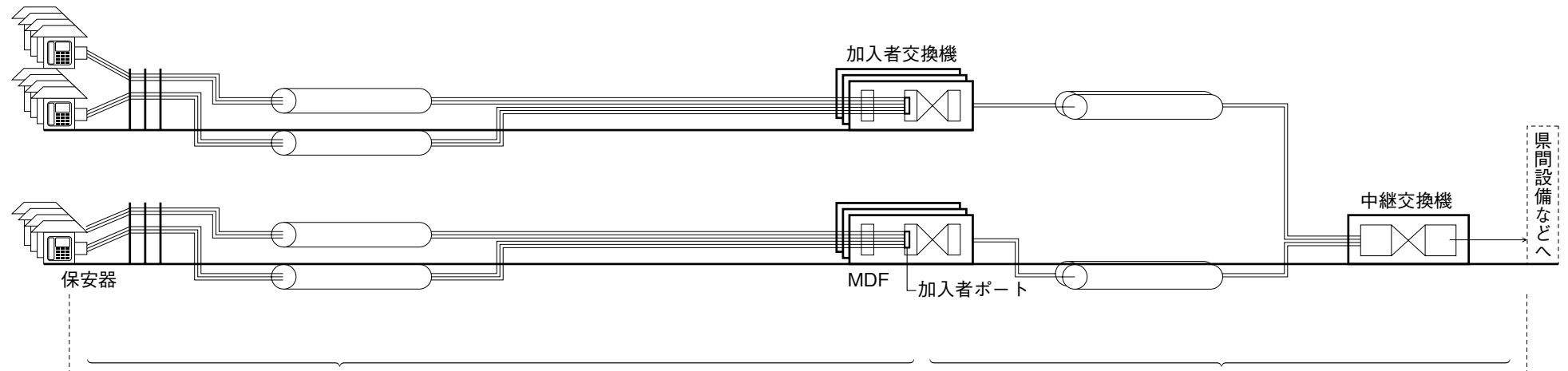
③の通話料金は、基本料金、施設設置負担金の対象費用以外の費用に対応しています。

(2) 新規契約時の施設設置負担金の支払いを要せず、月々の回線使用料に一定額を加算した「加入電話・ライトプラン」も提供しています。

(3) 公衆電話の料金は、性格上、基本料金や施設設置負担金はなく、通話料だけとなっているため、加入電話の通話料より高い水準に設定しています。

*NTSコスト: Non-Traffic Sensitive Costの略。交換機などの費用のうち、通信量に依存しないコスト(回線数の増減に依存する費用)です。従来、接続料(通話料)で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料(通話料)から基本料費用に付替えています。2024年度は、当該NTSコストの内、き線点RT~加入者交換機間伝送路の一部の費用を除いた総額を付け替えます。

加入電話の設備構成と料金の範囲



- ・加入者線路設備に係る費用
- ・加入者交換機などの加入者対応設備に係る費用
(加入者ポートなどのNTSコスト*)
- ・通話の多寡に係らないお客さまからのお問い合わせ
に要する費用、料金関係費用など



基 本 料 金
(施設設置負担金を含む)

- ・交換網設備に係る費用
- ・通話に関連するトラヒック管理費用など
(NTSコストは除く)



通 話 料 金

*NTSコスト：Non-Traffic Sensitive Costの略。交換機などの費用のうち、通信量に依存しないコスト（回線数の増減に依存する費用）です。従来、接続料（通話料）で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料（通話料）から基本料費用に付け替えています。2024年度は、当該NTSコストの内、き線点RT～加入者交換機間伝送路の一部の費用を除いた総額を付け替えます。

加入電話等新設料金

(税込)

	加 入 電 話		着信用電話
	単独電話	ビル電話	
契 約 料	880円	880円	880円
施設設置負担金	39,600円	39,600円	39,600円

※臨時電話の場合を除きます。
※上記のほか、工事内容によって別途工事費が必要になる場合があります。

回線使用料（基本料）

(月額・税込)

区 分		3級局	2級局	1級局
単独電話 (フッシュ回線用)	事務用	2,750円	2,640円	
	加入電話・ライトプラン	3,025円	2,915円	
	住宅用	1,870円	1,760円	
	加入電話・ライトプラン	2,145円	2,035円	
単独電話 (ダイヤル回線用)	事務用	2,750円	2,585円	2,530円
	加入電話・ライトプラン	3,025円	2,860円	2,805円
	住宅用	1,870円	1,705円	1,595円
	加入電話・ライトプラン	2,145円	1,980円	1,870円

基本料の推移（加入電話）

改定時期 契約数	1953年 8月改定		1962年 9月改定		1969年 10月改定		1976年 11月改定		1977年 4月改定	
	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用
3,000,000以上 2,000,000以上 1,000,000以上 400,000以上	—	—	1,300円 1,200円 1,100円 1,000円	910円 840円 770円 700円	}1,300円	900円	1,950円	1,350円	2,600円	1,800円
250,000以上 150,000以上 50,000以上	1,000円 900円 800円	700円 630円 560円	900円 800円	630円 560円						
8,000以上	700円	490円	700円	490円						
2,000以上 800以上	600円 500円	420円 350円	600円 500円	420円 350円						
400以上 200以上 100以上 25以上 25未満	—	—	440円 380円 340円 300円 260円	310円 270円 240円 210円 180円	}700円	500円	1,050円	750円	1,400円	1,000円
(参 考) 級局区分数	6区分		14区分							

*1 基本料は1985年4月より、回線使用料（上段）、機器使用料（中段）：ダイヤル式黒電話の場合、および配線設備使用料（下段）に分けられました。

*2 1995年2月改正前の旧2級局（加入数800以上、8,000未満）および旧1級局（加入数800未満）については、料金を据え置きました。

*3 2005年1月改定以降の料金については、ダイヤル回線用の料金。

※級局については、2005年1月1日に固定しました。

※金額は税抜（1989年4月1日以降）

(月額)

1985年 4月改定*1		1990年 12月改定		1995年 2月改定		1995年 10月改定		2005年 1月改定*3	
事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用
{ 2,350円 180円 70円	{ 1,550円 180円 70円	{ 2,350円 180円 60円	{ 1,550円 180円 60円	{ 2,600円 180円 60円	{ 1,750円 180円 60円	{ 2,600円 180円 60円	{ 1,750円 180円 60円	{ 2,500円 180円 60円	{ 1,700円 180円 60円
{ 2,050円 180円 70円	{ 1,350円 180円 70円	{ 2,050円 180円 60円	{ 1,350円 180円 60円	{ 2,350円 180円 60円	{ 1,600円 180円 60円	{ 2,450円 180円 60円	{ 1,600円 180円 60円	{ 2,350円 180円 60円	{ 1,550円 180円 60円
{ 1,750円 180円 70円	{ 1,150円 180円 70円	{ 1,750円 180円 60円	{ 1,150円 180円 60円	{ *2 2,100円 180円 60円	{ *2 1,450円 180円 60円	{ *2 2,300円 180円 60円	{ *2 1,450円 180円 60円	{ *2 2,300円 180円 60円	{ *2 1,450円 180円 60円
{ 1,450円 180円 70円	{ 950円 180円 70円	{ 1,450円 180円 60円	{ 950円 180円 60円						
{ 1,150円 180円 70円	{ 750円 180円 70円	{ 1,150円 180円 60円	{ 750円 180円 60円						
5区分		5区分		3区分		3区分		3区分	

通話料金

<固定電話から固定電話への通話料金>

県内通話・県間通話	全国一律9.35円／ 3分
国際通話	9円（免税）／ 60秒（アメリカ合衆国の場合） *1

*1 国・地域別に国際通話料金は異なります。

<固定電話から携帯電話への通話料金>

携帯電話への通話料金*2	17.6円／ 60秒*3*4
--------------	----------------

*2「0036」以外の事業者識別番号を付与した場合は、中継事業者各社が設定する料金となります。

*3 MVNO各社への通話料金も同料金です。

*4 固定電話から携帯電話へ通話する際、「0036」を付与してもしなくても、通話料金は一律17.6円／ 60秒です。

<固定電話・ひかり電話からIP電話（050番号）への通話料金>

NTT東日本と 接続する事業者への通話料金	一律11.55円／ 3分
--------------------------	--------------

<公衆電話からの通話料金*5>

県内通話・県間通話	全国一律56秒／ 10円
国際通話	44.5秒／ 100円（アメリカ合衆国の場合） *1
携帯電話への通話	15.5秒／ 10円
IP電話（050番号）への通話	18秒／ 10円

*5 各社のIP電話サービスご利用のお客さまへ通話した場合の10円でかけられる秒数

ダイヤル通話料の推移

	距離区分		区域内	隣 接 区域内	区 域 外 通 話																
					～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km	～500km	～750km	750m超				
県内・県間通話	1972年11月	昼間	(区域内通話) 180秒 7円	(隣接区域内通話) 80秒	80秒	38秒	30秒	21秒	15秒	13秒	10秒	8秒	6.5秒	5秒	4秒	3秒	2.5秒				
		夜間																			
	1976年11月	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3	2.5				
		夜間																			
	1980年11月	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3	2.5				
		夜間																			
		深夜																			
	1981年8月	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3.5	3			
			夜間																		
		日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	21	21	18	15	12	9	7	6	5			
			夜間																		
		深夜																			
			深夜																		
	1983年7月	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4.5					
			夜間																		
			深夜																		
		日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21							7.5					
			夜間																		
			深夜																		
	1984年7月	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	4.5							
			夜間																		
			深夜																		
		日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21						7.5						
			夜間																		
			深夜																		
	1986年7月	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	4.5							
			夜間																		
			深夜																		
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21					7.5							
			夜間																		
	深夜																				

遠近格差	距離段階	改定の概要	概 要
1:72	15	・広域時分制の採用	広域時分制の採用 〔・市内通話と市外通話の区分廃止＝市内通話の定額制廃止 ・最低通話料金(7円180秒)でかけられる範囲を単位料金区域まで拡大 隣接MA間通話料値下げ(7円60秒→7円80秒)〕
1:45			
1:72	15	・単位料金の改定	単位料金改定(7円180秒→10円180秒へ)(43%値上げ)
1:45			
1:72	15	・夜間割引時間の拡大	夜間割引(昼間料金の4割引)の時間帯 午後8時～午前7時を午後7時～午前8時へ拡大 ・深夜割引制度の新設 320kmを超える区域への通話料につき、午後9時～午前6時の間は昼間料金の約6割引とする深夜割引制度を新設
1:45			
1:28			
1:60	15	・500kmを超える遠距離通話料金の値下げ	500kmを超える区間への通話料昼間3分間600円から520円に値下げ 750kmを超える区間への通話料昼間3分間720円から600円に値下げ (遠近格差1:72から1:60) 日曜・祝日の60kmを超える区間への通話料(昼間)を夜間割引と同額とする日曜・祝日割引制度の新設
1:36			
1:24			
1:36			
1:36			
1:24			
1:40	13	・遠距離通話料金の値下げ	320kmを超える遠距離通話の距離区分3段階を1つに統合、従来昼間3分間450円～600円を一律400円に値下げ (遠近格差1:40)
1:24			
1:22			
1:24			
1:40	11	・中距離通話料金の値下げ	60kmを超え320kmまでの中距離ダイヤル通話料金の値下げ (例) 東京～名古屋 昼間3分360円が260円 夜間3分200円が150円 距離段階の統合 100km～120kmを100km～160kmに統合 160km～240kmを160km～320kmに統合
1:24			
1:22			
1:22			
1:40	11	・土曜日割引制度の新設	土曜の60kmを超える区間への通話料(昼間)を日曜・祝日と同様とする割引制度を新設
1:24			
1:22			
1:24			
1:22			

		距離区分	区域内	隣 接 区域内	区 域 外 通 話																				
					～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km	～500km	～750km	750km超								
県内・県間通話	1988年2月	平日	昼間	180秒 10円	80秒	80秒	38秒	30秒	21秒	15.5秒	13.5秒	10.5秒	7秒	5秒											
			夜間																						
			深夜																						
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	21	21	18.5	12.5	8.5											
			夜間																						
			深夜																						
	1989年2月	平日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	5.5											
			夜間																						
			深夜																						
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	21	21	18.5	12.5	9.5											
			夜間																						
			深夜																						
	1990年3月	平日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	6.5											
			夜間																						
			深夜							240秒	120	120	50	40	28	22.5	22.5	20	13	12					
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	21	21	18.5	12.5	10.5											
			夜間																						
			深夜											240秒	120	120	50	40	28	22.5	22.5	20	13	12	
	1991年3月	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	15.5	13.5	10.5		7.5											
			夜間																						
			深夜・早朝							240秒	120	120	60	40	28	22.5	22.5	20		14					
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	21	21	18.5		13											
			夜間																						
			深夜・早朝										240秒	120	120	60	40	28	22.5	22.5	20		14		
	1992年6月	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	15.5	13.5	10.5		9											
			夜間																						
			深夜・早朝							240秒	120	120	60	40	28	22.5	22.5	20		17					
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	21	21	18.5		15.5											
			夜間																						
			深夜・早朝										240秒	120	120	60	40	28	22.5	22.5	20		17		
	1993年10月	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		22.5		13		10											
			夜間																						
			深夜・早朝							240秒	120	120	60	60	45	30		22.5		22.5					
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		30		22.5		18											
			夜間																						
			深夜・早朝										240秒	120	120	60	60	45	30		22.5		22.5		

※金額は税抜（1989年4月1日以降）

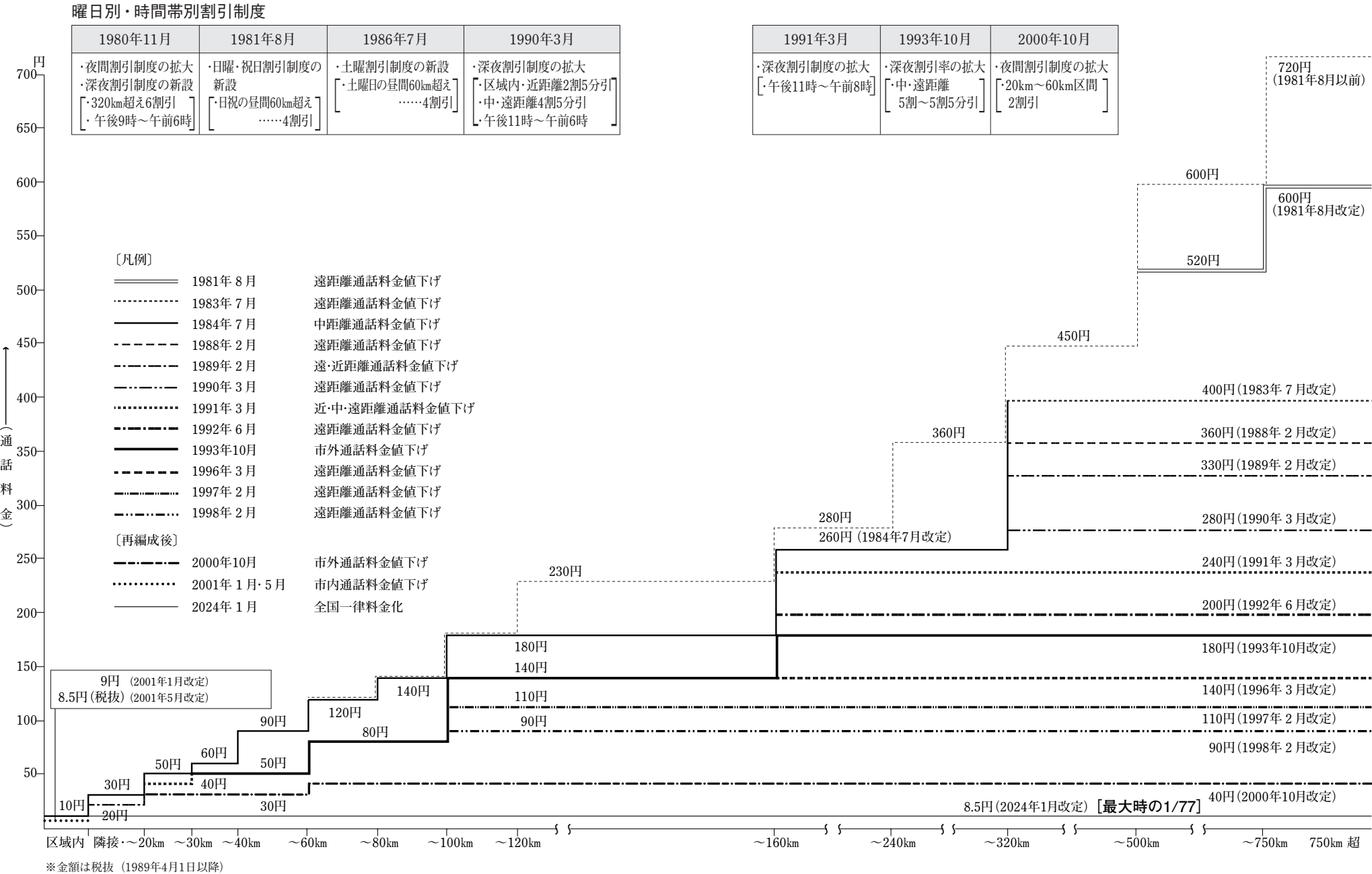
遠近 格差	距離 段階	改定の概要	概 要
1:36 1:22	11	・遠距離通話料金の値下げ	320kmを超えるダイヤル通話（移動体との通話を除く）の料金について、昼間、夜間（土曜・日曜・祝日の昼間を含む）、深夜とも約1割値下げ（遠距離格差1:36）
1:20 1:22		・離島通話料金の値下げ	離島など通話料金の改善のため、離島と通話需要などの面で最も緊密な関係を有する近隣MA1カ所とのダイヤル通話料金を80秒までごとに10円（隣接通話料金と同等水準）とする 沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との料金距離を算定 また、沖縄県内のMA相互間の通話は80秒までごとに10円とする
1:20			
1:33 1:19		・遠距離通話料金の値下げ	320kmを超えるダイヤル通話料金について昼間、夜間（土曜・日曜・祝日を含む）、深夜とも約1割の値下げ
1:18 1:19	11	・近距離通話料金の値下げ	・昼間〔午前8時～午後7時〕 5秒（3分360円）→5.5秒（3分330円） ・夜間〔午後7時～午後9時〕〔午前6時～午前8時〕 8.5秒（3分220円）→9.5秒（3分190円） ・深夜〔午後9時～午前6時〕 9秒（3分200円）→10秒（3分180円） 隣接～20kmの通話料金について約1割の値下げ
1:18		・離島通話料金の値下げ	80秒（3分30円）→90秒（3分20円） 同一都道府県内にある離島間の通話を90秒までごとに10円に値下げ
1:28 1:18		・遠距離通話料金の値下げ	320kmを超える通話料金について約15%の値下げ ・昼間（3分間）:330円→280円（遠距離格差1:28） ・夜間（3分間）:190円→180円・深夜（3分間）:180円→150円
1:15 1:18		・全距離段階に深夜割引を拡大 （午後11時～午前6時）	深夜割引の拡大 ・新たに市内および60km以下の近距離区間について深夜25%の割引を行うなど、深夜割引を全距離段階に拡大。例えば区域内通話の場合、3分間10円から4分間10円とする ・深夜割引の対象時間帯は、全距離段階とも午後11時～午前6時 ・公衆電話についても遠距離通話料金の値下げおよび深夜割引の拡大をするとともに、移動体通話（自動車電話、船舶通話、列車公衆通話および航空機公衆通話）についても深夜割引の拡大を行う
1:24 1:14 1:13	10	・中距離通話料金の値下げ	「320km超え」および「160kmを超え320kmまで」の距離段階のダイヤル通話料金を値下げ、160kmを超える区域を一律料金
1:14		・近距離通話料金の値下げ	「20kmを超え30kmまで」のダイヤル通話料金の値下げ
1:13		・深夜割引時間帯の拡大 （深夜・早朝割引へ名称変更） （午後11時～午前8時）	・昼間、夜間（3分間）:50円→40円（約16%値下げ） ・深夜（3分間）:40円→深夜・早朝30円（約17%値下げ） 深夜割引時間帯を午前6時から午前8時までとし、名称を深夜・早朝割引とする
1:20 1:12 1:11		・遠距離通話料金の値下げ	「160kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ（約17%値下げ）
1:18 1:10 1:8	8	・市外通話料金の値下げ	「30kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ、深夜割引の拡大（平均21.4%の値下げ）
1:10 1:8		・距離区分の統合	・「30kmを超え40kmまで」と「40kmを超え60kmまで」 →「30kmを超え60kmまで」 ・「60kmを超え80kmまで」と「80kmを超え100kmまで」 →「60kmを超え100kmまで」
1:10			
1:8			

		距離区分	区域内	隣 接 区域内	区 域 外 通 話											
					～20㎞	～30㎞	～40㎞	～60㎞	～80㎞	～100㎞	～120㎞	～160㎞	～240㎞	～320㎞	～500㎞	～750㎞
県内・県間通話	1996年3月	平日	昼間	180秒	90秒	90秒	45秒	36秒	22.5秒	13秒	13秒					
			夜間	10円						30	22.5	18				
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30	22.5					
			昼間	180秒	90	90	45	36	30	22.5	18					
		土曜・日曜・祝日	夜間	10円												
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30	22.5					
	1997年2月	平日	昼間	180秒	90	90	45	36	22.5	16.5	16.5					
			夜間	10円					30	22.5	18					
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30	22.5					
			昼間	180秒	90	90	45	36	30	22.5	18					
		土曜・日曜・祝日	夜間	10円												
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30	22.5					
	1998年2月	平日	昼間	180秒	90	90	45	36	22.5	20						
			夜間	10円					30	22.5						
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30						
			昼間	180秒	90	90	45	36	30	22.5						
		土曜・日曜・祝日	夜間	10円												
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60	45	30						
県内通話（再編成後）	2000年10月	平日	昼間	180秒	90	90	60				45					
			夜間	10円			75				60					
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120	120	90				90					
			昼間	180秒	90	90	75				60					
		土曜・日曜・祝日	夜間	10円												
			深夜 早朝	240秒	120	120	90				90					
	2001年1月	平日	昼間	180秒	90秒	90	60				45					
			夜間	9円	10円		75				60					
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120秒	120	90				90					
			昼間	180秒	90秒	90	75				60					
		土曜・日曜・祝日	夜間	9円	10円											
			深夜 早朝	240秒	120秒	120	90				90					
	2001年5月	平日	昼間	180秒	90秒	90	60				45					
			夜間	8.5円	10円		75				60					
		土曜・日曜・祝日	深夜 早朝	240秒	120秒	120	90				90					
			昼間	180秒	90秒	90	75				60					
		土曜・日曜・祝日	夜間	8.5円	10円											
			深夜 早朝	240秒	120秒	120	90				90					
県内・県間通話	2024年1月	180秒 8.5円														

※金額は税抜

遠近 格差	距離 段階	改定の概要	概 要
1：14 1：10 1：8 1：10 1：8	8	・遠距離通話料金の値下げ	平日昼間の「160kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ（約23%値下げ）
1：11 1：10 1：8 1：10 1：8	8	・遠距離通話料金の値下げ	平日昼間の「100kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ（約21%値下げ）
1：9 1：8 1：6 1：8 1：6	7	・遠距離通話料金の値下げ ・距離区分の統合	距離区分の統合（～160km区分の廃止）および平均約16%の値下げ
1：4 1：3 1：2 1：3 1：2	5	・市外通話料金の値下げ ・距離区分の統合	距離区分の統合（～30km・～100km区分の廃止）および夜間割引の拡大（平均約40%の値下げ）
1：4.4 1：3.3 1：2.2 1：3.3 1：2.2	5	・市内通話料金の値下げ	10%の値下げ 自動コレクト通話および電話会議機能を利用して行う会議通話（会議参加回線から発信するものは除く）については料金改定の対象外とする
1：4.7 1：3.5 1：2.4 1：3.5 1：2.4	5	・市内通話料金の値下げ	約6%の値下げ 自動コレクト通話および電話会議機能を利用して行う会議通話（会議参加回線から発信するものは除く）については料金改定の対象外とする
		・料金一律化	IP網への移行に伴い、 県内通話・県間通話の通話料金を全国一律化

(参考) 県内ダイヤル通話料金の推移 (平日昼間3分間通話の場合)



MA（単位料金区域）

MA（Message Area 単位料金区域）とは、2024年1月の通話料金全国一律化以前において、市内通話料金での通話が可能であった区域のことです。

MAは、社会的経済的諸条件、地勢および行政区画などからみて通話の交流上おおむね一体とみられる地域からなるものであり、1962年9月に設定されました。2023年3月31日現在、東日本エリアで251のMA（全国では561のMA）があります。

MAについては、現在の社会経済圏・通話交流圏にそぐわないといった問題点が指摘されており、従来、郵政省および総務庁（現：総務省）からも、通話圏の拡大に合わせたMAの見直しや行政区域の不一致の解消の必要性を指摘されておりました。

しかしながら、MAのあり方は、(1) 地域事情などによりお客さまによって意見が異なる事態が想定され、また、(2) すべての通信事業者が通話制度の基礎として使っているという面もあります。このため、現行のMAを継続しつつ、社会生活圏の拡大などに対応し、料金面でのお客さまの利便性を向上させる方策として、1997年12月より、月々定額料220円（税込）の支払いで「隣接・20kmまで」の通話料金を区域内通話料と同額とする料金割引サービス「エリアプラス」の提供を開始しました。さらに、2005年1月より、県内通話料を一律（NTT東日本およびNTT西日本のマイラインプラスに「市内通話」「県内市外通話」の2区分ともにご登録いただいているお客さまは、定額料なしの場合一律9.35円（税込）／3分）とする選択性の料金割引サービス「イチリッツ」の提供を開始しました。

そして、2024年1月のIP網への移行をもって通話料金を全国一律3分9.35円（税込）とし、MAの在り方について、一定の解決を図りました。

●MAと行政区域の不一致について

MAは原則として行政区域（市町村区域）と一致するように設定していますが、一部行政区画と一致していない箇所があります。

NTT東日本では、こうした不一致箇所について、当該地域のお客さまのご要望をもとに解消を図っています。

<不一致解消の基準>

- ① 行政区域に合わせる変更であること。
- ② 行政区域の主たる地域が所属するMAへの変更であること。
- ③ 当該地域のお客さま（ご契約者）全員が要望されており、かつ電話番号の変更、料金負担の変動についてご了解いただいていること。

MAの境界変更にあたっては、当該地域のお客さま全員のご要望である旨の書類を提出していただきます。

（参考）

行政区域と一致するようMAの境界を変更する場合には、当該地域のお客さま（ご契約者）に、一般に次のようなメリットおよびデメリットが生じるため、お客さまの同意をいただいて実施しております。

<不一致解消のメリット>

- ① 同一市町村内に通話する際に、市外局番が不要となる（一部例外があります）。

<不一致解消のデメリット>

- ① 基本料が変動する（料金負担増となる場合がある）。
- ② 電話番号が変更となる。
- ③ ②に伴い、看板・名刺などの書き換えが必要となる（お客さまの自己負担）。

単位料金区域(MA)名

北海道				青森	秋田	岩手	山形	宮城	福島
旭川	上士幌	天塩	富良野	青森	秋田	一関	酒田	石巻	会津山口
芦別	木古内	弟子屈	本別	鱒ヶ沢	大館	岩泉	寒河江	岩沼	会津若松
厚岸	北見	当別	松前	蟹田	大曲	岩手	新庄	大河原	石川
網走	北見枝幸	十勝池田	鷲川	五所川原	男鹿	大船渡	鶴岡	気仙沼	いわき
石狩	釧路	十勝清水	室蘭	三戸	角館	釜石	長井	白石	磐城富岡
石狩深川	倶知安	苫小牧	森	十和田	鹿角	北上	村山	仙台	喜多方
今金	熊石	中標津	紋別	野辺地	鷹巣	久慈	山形	築館	郡山
岩内	栗山	中湧別	門別富川	八戸	能代	遠野	米沢	迫	白河
岩見沢	札幌	名寄	焼尻	弘前	本荘	二戸		古川	須賀川
浦河	鹿部*2	根室	八雲	むつ	湯沢	花巻			田島
江差	静内	根室標津	夕張		横手	水沢			二本松
えりも	士別	函館	余市			宮古			原町
遠軽	斜里	羽幌	利尻礼文			盛岡			福島
奥尻	白糠	浜頓別	留萌						三春
興部	寿都	早来	稚内						柳津
小樽	滝川	広尾							
帯広	伊達	美深							
上川	千歳	美幌							
69MA				10MA	11MA	13MA	8MA	9MA	15MA

群馬	栃木	茨城	埼玉	千葉	山梨	東京	神奈川	新潟	長野
伊勢崎	足利	石岡	浦和	市川	大月	伊豆大島	厚木	新井	阿南町
太田	今市	潮来	川口	市原	鯉沢青柳	青梅	小田原	糸魚川	飯田
桐生	宇都宮	笠間	川越	大原	甲府	小笠原	川崎	柏崎	飯山
渋川	大田原	古河	久喜	柏	甲府	国分寺	相模原	小出	伊那
高崎	小山	下館	熊谷	鴨川	身延	立川	平塚	佐渡*1	上田
富岡	鹿沼	高萩	草加	木更津	山梨	東京	藤沢	三条	大町
長野原	烏山	太子	秩父	佐原	吉田	八王子	横須賀	新発田	木曾福島
沼田	黒磯	土浦	所沢	館山		八丈島	横浜	上越	小諸
藤岡	佐野	常陸太田	飯能	千葉		三宅		津川	佐久
前橋	栃木	常陸大宮	東松山	銚子		武蔵野三鷹		十日町	諏訪
	真岡	鉾田	本庄	東金				長岡	中野
		水海道		成田				新潟	長野
		水戸		船橋				新津	松本
		竜ヶ崎		茂原				巻	
				八日市場				六日町	
								村上	
								安塚	
10MA	11MA	14MA	11MA	15MA	7MA	10MA	8MA	17MA	13MA

*1 2005年6月1日 MA統合 両津・佐和田→佐渡

*2 2006年10月1日 MA名変更 南茅部→鹿部

最近の市外局番変更状況

(2024年7月31日現在)

県 名	MA*1名	変更前市外局番	変更後市外局番	実施時期
新 潟	安 塚	02559	025	2004年 2月11日
新 潟	小 出	02579	025	2004年 2月11日
北海道	石 狩	01337	0133	2004年 6月 1日
北海道	石 狩	013379	0133	2004年 6月 1日
北海道	当 別	01332	0133	2004年 6月 1日
北海道	夕 張	01235	0123	2004年 9月 1日
北海道	栗 山	01237	0123	2004年 9月 1日
北海道	栗 山	01238	0123	2004年 9月 1日
北海道	岩 見 沢	01266	0126	2004年11月 1日
北海道	早 来	01452	0145	2005年 2月 1日
北海道	浦 河	01462	0146	2005年 2月 1日
北海道	浦 河	01463	0146	2005年 2月 1日
北海道	静 内	01464	0146	2005年 2月 1日
千 葉	鴨 川	0470	04	2005年 2月11日
新 潟	糸 魚 川	0255	025	2005年 2月22日
新 潟	十 日 町	0257	025	2005年 2月22日
北海道	芦 別	01242	0124	2005年 5月 1日
北海道	中 標 津	01537	0153	2005年 5月 1日
北海道	根 室 標 津	01538	0153	2005年 5月 1日
北海道	弟 子 屈	01548	015	2005年 6月 1日
北海道	羽 幌	01646	0164	2005年 6月 1日
北海道	北 見 枝 幸	01636	0163	2005年 7月 1日
北海道	利 尻 礼 文	01638	0163	2005年 7月 1日
北海道	士 別	01652	0165	2005年 8月 1日
北海道	士 別	016528	0165	2005年 8月 1日
北海道	士 別	01653	0165	2005年 8月 1日
北海道	士 別	016532	0165	2005年 8月 1日
北海道	士 別	016534	0165	2005年 8月 1日
北海道	八 雲	01376	0137	2005年 9月 1日
北海道	松 前	01394	0139	2005年10月 1日
北海道	江 差	01395	0139	2005年10月 1日
北海道	江 差	01396	0139	2005年10月 1日
北海道	鶴 川	01454	0145	2005年11月 1日
北海道	十 勝 池 田	01557	015	2005年11月 1日
北海道	本 別	01562	0156	2005年12月 1日
北海道	十 勝 清 水	01566	0156	2005年12月 1日
茨 城	高 萩	0293の一部*2	0294	2005年12月 4日
北海道	斜 里	01522	0152	2006年 2月 1日
北海道	美 幌	01527	0152	2006年 2月 1日
茨 城	大 子	02957	0295	2006年 2月26日
北海道	紋 別	01582	0158	2006年 3月 1日

県 名	MA*1名	変更前市外局番	変更後市外局番	実施時期
北海道	紋 別	015829	0158	2006年 3月 1日
北海道	遠 軽	01584	0158	2006年 3月 1日
北海道	興 部	01588	0158	2006年 3月 1日
東 京	八 王 子	0426	042	2006年 3月 5日
東 京	武蔵野三鷹	0424	042	2006年 4月29日
新 潟	津 川	02549	0254	2006年 5月17日
北海道	今 金	01378	0137	2006年 9月 1日
北海道	南 茅 部	01372の一部*3	0138	2006年10月 1日
千 葉	佐 原	0478の一部*4	0476	2006年10月 1日
長 野	木 曾 福 島	0264の一部*5	0573	2009年 3月 1日

- *1 MA:単位料金区域
- *2 市町村合併に伴う市外局番の変更です。日立市十王町(0293-20-2×××、0293-20-6×××、0293-32-××××)のみ番号が変わりました。
- *3 市町村合併に伴う市外局番の変更です。旧茅部郡南茅部町(01372-2-××××、01372-3-××××)のみ番号が変わりました。
- *4 市町村合併に伴う市外局番の変更です。旧香取郡大栄町(0478-70-0×××、0478-70-3×××、0478-73-2×××～9×××)のみ番号が変わりました。
- *5 市町村合併に伴う市外局番の変更です。(旧山口村馬籠地区は、0264-××-××××が0573-××-××××)に変わりました。
- ※特に記述がない限り、変更前市外局番の後部は、変更後市内局番の頭に移ります。
- [例] 02955-×-×××× → 0295-5×-××××
0462-××-×××× → 046-2××-××××

<閉番号化>

	閉番号化前	閉番号化後
①A地域内で電話をかける場合	××-××××	2××-××××
②A地域からB地域に電話をかける場合	0484-××-××××	4××-××××
ダイヤル手順	A-B間は、市外局番からダイヤルする必要があります。	これまで市外局番が必要だったA-B間の通話について、市外局番をダイヤルせずにかかようになります。

※「閉番号化」については、単位料金区域を閉番号化対象区域として実施しています。

※太線：単位料金区域 (MA)

実線(および点線)：番号区画エリアを示しています。

料金の改定

●NTT東日本の料金改定

実施時期	料金改定の内容
2000年度	県内市外通話料金値下げ 県内専用線値下げ 市内通話料金値下げ
2001年度	市内通話料金値下げ（8.5円（税抜）/3分）
2004年度	基本料（回線使用料）値下げ プッシュ回線使用料廃止 施設設置負担金およびライトプラン加算額値下げ
2006年度	固定電話（0036通話）およびひかり電話から携帯電話への通話料金値下げ
2021年度	固定電話から携帯電話への通話料金設定権の移行に伴う固定電話およびひかり電話から携帯電話への通話料金値下げ
2023年度	固定電話のIP網への移行に伴い、県内通話・県外通話通話料金全国一律化

●プライスカップ制について

プライスカップ制（上限価格方式）とは、NTT東日本・NTT西日本が提供する特定電気通信役務について、料金水準の上限（基準料金指数）の範囲内であれば、個々の料金は総務大臣への届出により自由に設定できる料金規制方式です。

2000年10月1日のプライスカップ制適用開始に伴い、個別の料金変更は、基準料金指数以下であれば、従来の認可制ではなく、届出により可能となりました。

なお、専用バスケットについては2009年4月より、加入者回線サブバスケットについては2023年10月よりプライスカップ制の対象外です。

＜基準料金指数を定める区分（バスケット）＞

バスケット	具体的な料金
音声伝送役務 （加入電話、ISDN）	通話料、通信料、公衆電話料、 番号案内料、基本料、施設設置負担金　など

当期の基準料金指数の算定式＝
前期の基準料金指数×「1＋前年度の消費者物価指数（CPI）変動率－生産性向上見込率（いわゆるX値）」

※適用期間は、毎年10月1日から1年間。

[基準料金指数]

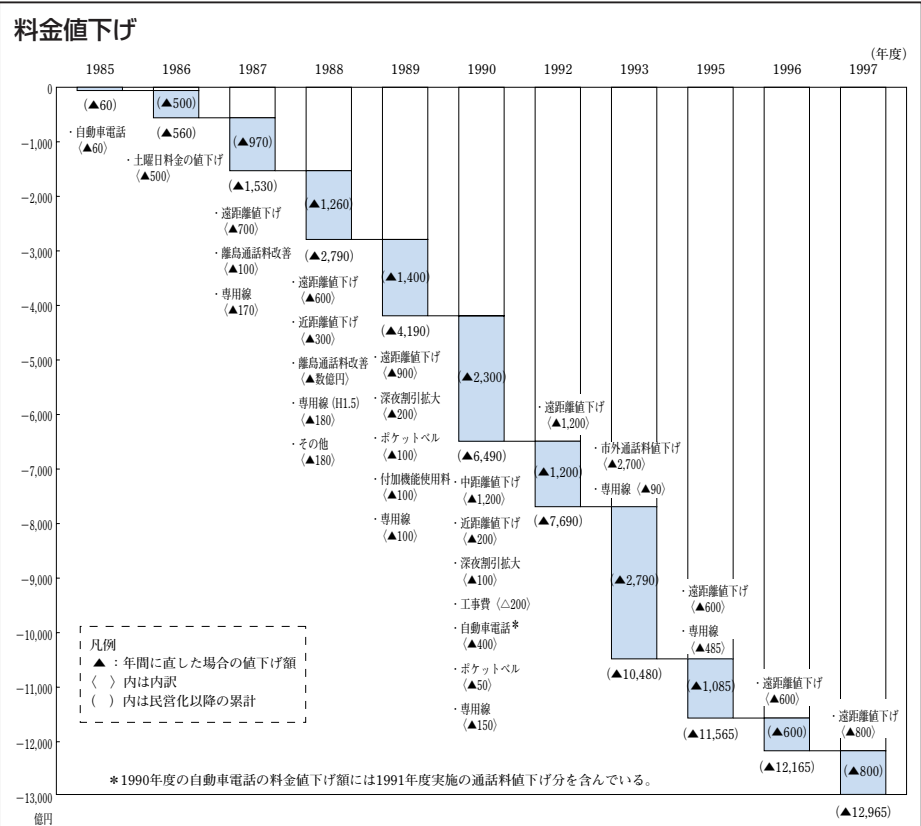
事項 区分	基準料金指数											
	2000.10 ～2001.9	2001.10 ～2002.9	2002.10 ～2003.9	2003.10 ～2004.9	2004.10 ～2005.9	2005.10 ～2006.9	2006.10 ～2007.9	2007.10 ～2008.9	2008.10 ～2009.9	2009.10 ～2010.9	2010.10 ～2011.9	2011.10 ～2012.9
音声伝送役務 （通話料など）	97.8	95.5	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
専用役務 （専用料など）	97.6	95.1	92.2	90.4	89.3	88.3	87.6	87.3	87.2	—	—	—

事項 区分	基準料金指数											
	2012.10 ～2013.9	2013.10 ～2014.9	2014.10 ～2015.9	2015.10 ～2016.9	2016.10 ～2017.9	2017.10 ～2018.9	2018.10 ～2019.9	2019.10 ～2020.9	2020.10 ～2021.9	2021.10 ～2022.9	2022.10 ～2023.9	2023.10 ～2024.9
音声伝送役務 （通話料など）	92.7	92.7	92.7	94.8	94.6	94.1	94.4	94.9	95.2	95.1	95.1	98.0
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	102.3	102.1	101.6	101.9	102.4	102.7	102.6	102.6	—
専用役務 （専用料など）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

事項 区分	基準料金指数 2024.10 ～2025.9
音声伝送役務 （通話料など）	101.1
加入者回線 サブバスケット	—
専用役務 （専用料など）	—

※料金の基準時点（2000年4月1日）を100としている。

(参考)民営化後から再編成前までの料金改定



料金値上げ

実施時期	料金改定の内容	値上げ額(億円)	備 考
1990年度	・ 番号案内の費用負担額の適正化	200	—
1993年度	・ 公衆電話料金の値上げ	700	1993年10月、1994年4月の2段階で実施
1994年度	・ 基本料金の値上げ	1,900	1995年2月、1995年10月の2段階で実施
	・ 番号案内料の値上げ	100	〃
1996年度	・ 専用線（高速デジタル）の値上げ	65	1996年4月、1997年4月、1998年4月の3段階で実施
	・ 公衆電話発信のクレジット通話・フリーダイヤル通話への公衆電話料金適用	70	—
	・ 専用線（一般専用(50bps)）の値上げ	110	1996年12月、1997年12月、1998年12月の3段階で実施
1998年度	・ 番号案内料の改定	150	1998年5月、1999年5月の2段階で実施
合 計		3,295	—

施設設置負担金について（※2004年11月5日公表の資料を一部修正）

1. 電話加入権と施設設置負担金の関係について（参考1～3参照）

電話加入権とは、「加入電話契約者が加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利」（電話サービス契約約款第21条）です。

一方、施設設置負担金は、加入電話等の新規契約の際にお支払いいただく料金であり、加入電話（単独電話）の場合で現行36,000円（税抜）となっています。

この施設設置負担金は、加入電話等のサービス提供に必要なNTT東日本の市内交換局ビルからお客さまの宅内までの加入者回線の建設費用の一部を、基本料の前払い的な位置付けで負担していただくものであり、お客さまがお支払いいただいた額を加入者回線設備の建設費用から圧縮することにより、月々の基本料を割安な水準に設定することでお客さまに還元しており*、解約時等にも返還しておりません。

したがって、施設設置負担金は、NTT東日本が電話加入権の財産的価値を保証しているものではありませんが、社会実態としては、電話加入権の取引市場が形成されています。また、質権の設定が認められ、法人税法上非減価償却資産とされる等の諸制度が設けられています。

*2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止。

2. 施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化について（参考4～7参照）

お客さまにお支払いいただいた施設設置負担金は、電話の早期普及のための設備建設資金の調達手段として、電話網の建設に大きな役割を果たしてきましたが、電話の加入数が減少に転じる中で、その意義が低下してきていると考えています。

NTT東日本は、お客さまの初期負担を軽減するため、施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただく「ライトプラン」を、INSネット64（1997年7月～）・加入電話（2002年2月～）を対象に選択制サービスとして提供していますが、現在では、新規契約のお客さまのうちの大半の方がライトプランを選択しています。

また、最近では、競争事業者が施設設置負担金のような初期負担を設けない電話サービスを開始する等、市場環境が著しく変化してきており、NTT東日本としても、新たな事業環境に適応するために、施設設置負担金の見直しが必要な状況になってきております。

3. 施設設置負担金の見直しについて（参考8、9参照）

こうした施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化を背景に、総務省情報通信審議会において、施設設置負担金に関して、「既存契約者や電話加入権取引市場等に対して一定の配慮をしつつ、NTT東日本およびNTT西日本が廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、容認されるべき」とする答申〔「2005年度以降の接続料算定の在り方」最終答申（2004年10月）〕が出されました。

NTT東日本は、上記の答申の内容を踏まえて、当時72,000円（税抜）となっていた施設設置負担金を関係各方面への影響等に配慮し、当時の電話加入権取引市場の売買価格に直接影響を与えない範囲内で、値下げ（ライトプランの加算額を含む）を実施いたしました。また、値下げの実施時期については、お客さまへの事前の周知期間を十分確保するとともに、電話の新規契約が多い転勤・新入学卒業期に間に合うよう、2005年3月1日からといたしました。

また、今後の施設設置負担金の見直しについては、お客さまのご理解を得つつ、電話加入権取引市場の動向や関連諸制度の見直しとの関係を見極めて、検討してまいります。

4. お客さまへの周知について

2005年3月の施設設置負担金の見直しにあわせて、施設設置負担金に関するお客さまのご理解を深めていただくよう、電話料金の請求書等に同封するハローインフォメーションや新聞広告等を用いてお客さまへの周知を図ることにより、お客さまへの適切な説明に努めました。

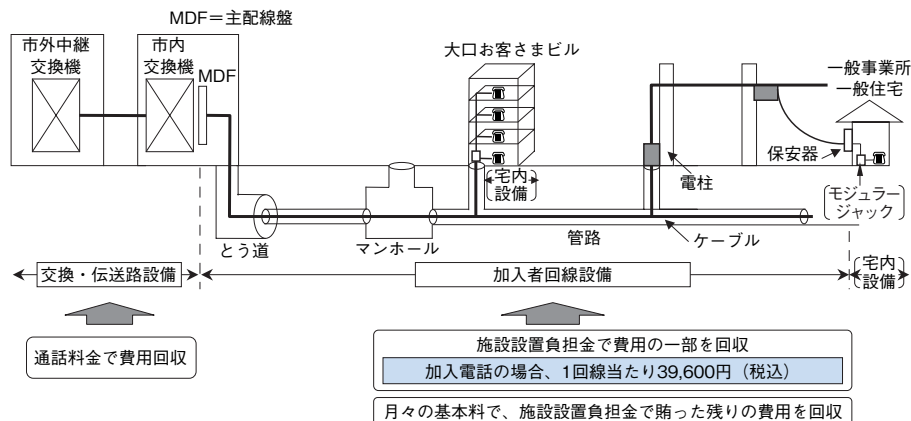
(参考1) 加入電話の施設設置負担金の変遷

(東京・単独電話の場合)

年 月	施設設置負担金の料金水準 (1契約当たり)	(参考) 電信電話債券 (1契約当たり)
1952年当時	装置料 4,000円 負担料 30,000円 } 合計 34,000円	
1953年 1月	↓	電信電話債券 60,000円
1960年 4月	設備料 10,000円	↓ 電信電話債券 150,000円
1968年 5月	設備料 30,000円	↓
1971年 6月	設備料 50,000円	
1976年11月	設備料 80,000円	
1983年 3月	↓	廃 止
1985年 4月	工事負担金 72,000円	「[電信電話設備の拡充のための暫定措置] に関する法律 (拡充法)」の廃止
1989年 4月	(施設設置負担金に名称変更)	※80,000円に含まれていた宅内工事 費8,000円を差し引いたものです。 したがって、宅内 (配線・機器) の工事を行う場合には、実質負担 額に変化はありません。
2005年 3月	施設設置負担金 36,000円 (税抜)	※償還期間満了後に資金を償還する性格のもの です。
(現在)	↓ [1997年7月にINSネット64・ライト、 2002年2月に加入電話・ライトプランを提供 ライトプラン基本料加算額 640円(税抜)] ↓ [2005年3月ライトプラン基本料加算額料金改定 ライトプラン基本料加算額 250円(税抜)]	

(参考2) 施設設置負担金の料金設定の考え方

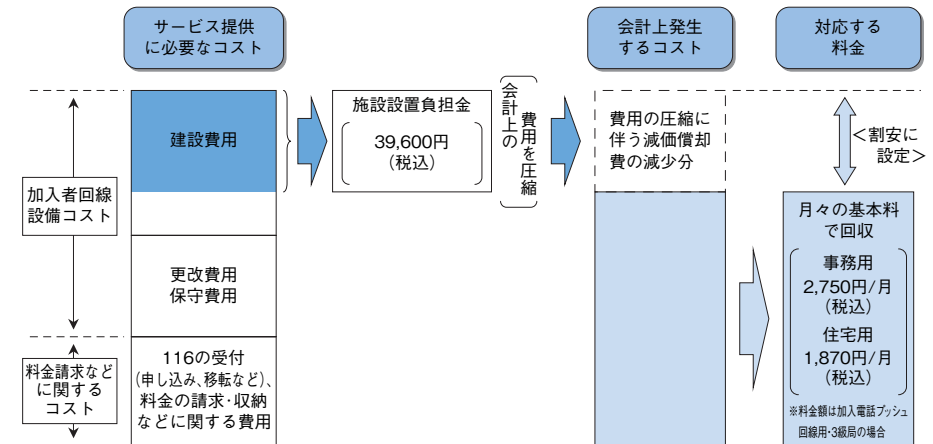
- 施設設置負担金は、加入電話などサービスの提供に必要なNTT東日本の市内交換局ビルからお客さまの宅内までのお客さまに専有して敷設される加入者回線設備 (線路設備など) の建設費用の一部を賄っています。



(参考3) 施設設置負担金と基本料の関係について

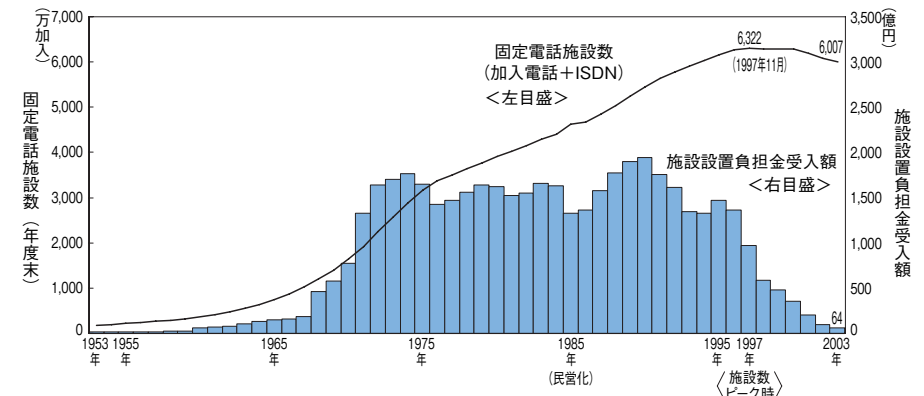
(加入者回線設備コストの回収の仕組み)

- 施設設置負担金の受入額を加入者回線の建設費用から圧縮することにより減価償却費が軽減され、月々の基本料が割安に設定されています。
- ※2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止。



(参考4) 固定電話施設数および施設設置負担金受入額の推移

- 固定電話施設数は、1997年度まで増加基調にありましたが、1997年度をピークに、しばらく横這い傾向であったものの、最近では減少に転じております。
 - 施設設置負担金の受入額は、近年減少し、2003年度で64億円になっています。
- (参考) 施設設置負担金受入額の累計：約4兆7千億円 [民営化以降：約2兆2千億円]



※固定電話施設数のうちINSネット1500施設数はINSネット64ベースとし、10倍換算しています。
※施設数、施設設置負担金受入額はNTT東日本・NTT西日本の合計。

(参考5) ライトプランの基本料加算額の料金設定の考え方

- ・ライトプランの基本料加算額は、以下の費用をもとに設定。
 - ①施設設置負担金相当額の加入者回線設備にかかる法定耐用年数（平均14年）により算定される減価償却費
 - ②上記①の加入者回線設備にかかる金利相当額
 - ③ライトプラン提供に必要なシステム開発費
- ・新規契約時の初期負担の軽減を目的に、通常の加入電話やISDNとの選択制サービスとして提供。

(参考) 1. ライトプランの料金額 (税抜)

	ライトプラン	(参考) 通常の加入電話・INSネット64
基本料加算額	(値下げ前) 640円/月 → (値下げ後) 250円/月 <2005年3月> 施設設置負担金の値下げに連動させるとともに、利回り低下による金利相当額の減少やシステム開発費の抑制効果を織り込む。	不 要
施設設置負担金	不 要*	(値下げ前) 72,000円 → (値下げ後) 36,000円 <2005年3月>

* 工事費2,000円 (税抜) が必要 [宅内工事 (例：屋内配線工事) が必要な場合には、別途工事費が必要]

2. ライトプランの提供時期

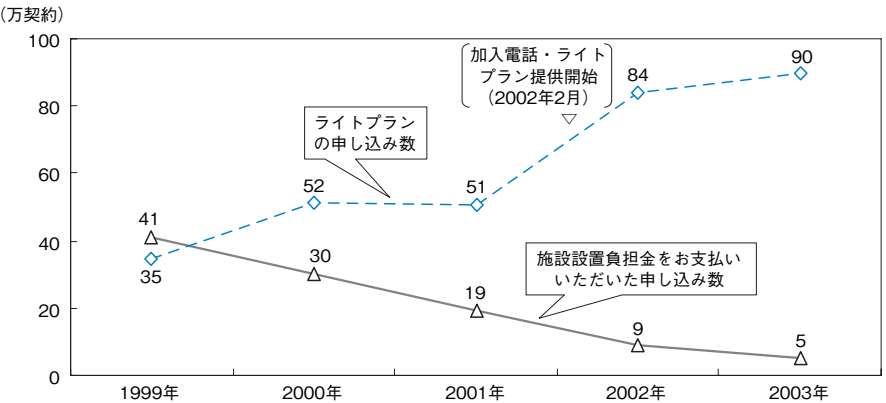
INSネット64・ライト : 1997年7月～

加入電話・ライトプラン: 2002年2月～

(参考6) 過去5年間の固定電話の新規申し込み数の推移

(加入電話+INSネット64)

- ・施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただくライトプランの提供に伴い、新規契約のお客さまの大半の方がライトプランを選択しています。(2003年度で約95%のお客さまがライトプランを選択)

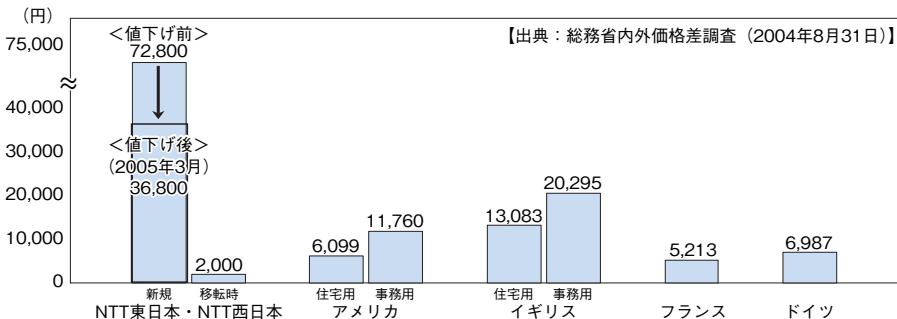


※新規申し込み数はNTT東日本・NTT西日本の合計。

(参考7) 欧米主要国との加入時一時金、移転時の費用の比較

(為替レート換算)

- ・電話加入時における一時金は、移転時における負担は低廉なものの、欧米主要国と比較しても高い水準にあると指摘されています。



※為替レートは、1ドル=110.89円、1ポンド=205.00円、1ユーロ=135.20円 (2004年6月1日為替レート)。

※各国の料金は、アメリカはベライゾン・ニューヨーク、イギリスはBT、フランスはフランステレコム、ドイツはドイツテレコムの料金。

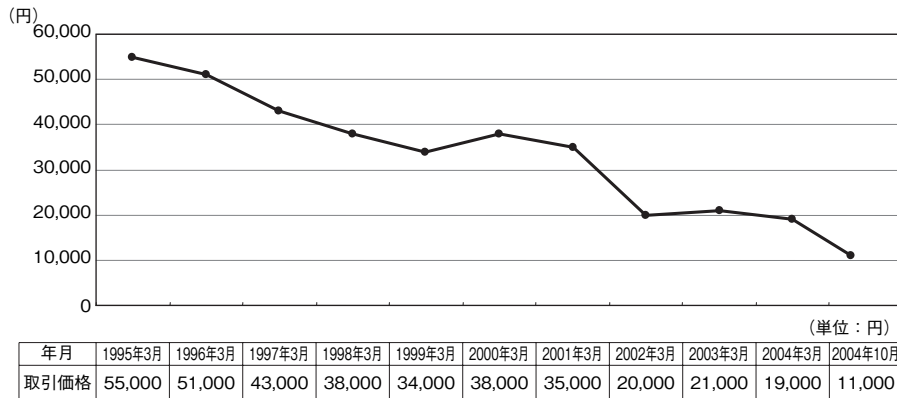
※NTT東日本・NTT西日本の新規加入時の費用は、施設設置負担金と契約料の合計。移転時の費用は、局内工事のみ実施する場合。

※NTT東日本・NTT西日本以外は新規と移転の場合の料金は同じ。

※NTT東日本・NTT西日本、フランステレコム、ドイツテレコムは住宅用、事務用の料金は同じ。

(参考8) 電話加入権取引市場における売買価格の推移

- ・全日本電話取引業協会の調べによると、電話加入権取引市場の売買価格は、年々低下してきており、2004年10月時点では約1万円程度 (取引業者間の仲値) となっています。



※電話取引業者間の仲値気配値 (買値と売値の中間相場) [東京の場合]。

※全日本電話取引業協会調べ。

(参考9) 総務省情報通信審議会答申の概要 (施設設置負担金部分の抜粋)

1. 施設設置負担金の見直しについての考え方

以下のことに鑑みれば、「既に本来の意義を失い、新規加入の妨げとなり得る施設設置負担金については、NTT東日本およびNTT西日本が自らの料金戦略として、廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、それは容認されるべきものと考ええる。」

(1) 施設設置負担金の現時点における意義

契約者数が増えていた時代には、ネットワークの円滑な拡張のための資金調達の観点から一定の意義がありましたが、近年固定電話の契約者数が減少傾向にあり、加入者回線設備の新規投資も減少していることから、前払いの形で投資資金を調達する意味が低下してきたと言えます。最近では、新規加入時にライトプランを選択するお客さまが圧倒的に多いことから、加入者にとって大きな負担となっていると推測されます。

(2) 電話加入権の市場価格への影響について

●施設設置負担金の見直しを行った場合、電話加入権市場における取引価格等に影響を与えることが予想されますが、次の点から、それを理由に施設設置負担金の額の見直しが妨げられるものではないと考えられます。

- ・施設設置負担金を見直したとしても、電話加入権が消滅したり、既存加入者の加入電話契約に基づく権利を制限するものではない。
- ・質権法や税法等における電話加入権の取扱いは、市場の需給関係に応じて価格が設定されることを前提としており、これらの法律によって電話加入権の価格が保証されていると解することはできないと考えられる。
- ・施設設置負担金の額は電話加入権の価格ではなく、施設設置負担金の見直しにより、事実上電話加入権の市場価格が低下しても、その市場価格まで保証すべき義務は契約上存在しない。

●NTTドコモの携帯電話の新規加入料の廃止に関する裁判においても、「税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものではない」とし、「携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である」との判断が示されています。

(3) 既存の加入者との公平性について

合理的な理由をもって施設設置負担金を見直しを行った結果、既存加入者と新規加入者との間で費用負担に差異が生じることは、電気通信事業法に規定する利用の公平に反する、あるいは、不当な差別的取扱いに当たるとは言えないと考えられます。

(4) 競争環境の変化について

NTT東日本・NTT西日本以外の直収電話サービス等は、加入時に施設設置負担金を徴収する必要がないことから、NTT東日本・NTT西日本にとっては、競争対抗の観点から、できる限り早期に見直しを実施する必要性が高まっています。

2. 見直しに当たっての留意点

●NTT東日本およびNTT西日本に対して

- ・施設設置負担金の見直しは、NTT東日本・NTT西日本の経営判断の問題。
- ・既存の電話加入者や電話加入権取引市場の動向、自社の財務への影響等に配慮しつつ、今後の競争環境へ対応するための自らの料金戦略として判断することが適当。
- ・社会的コンセンサスを得るために、事前に十分な情報開示に努めるとともに、その算定根拠についても、国民の理解を得られるような十分な説明責任を果たすことが求められる。
- ・見直しに当たっては、既存加入者や関連市場等に対し一定の配慮（例えば、十分な周知および実施までの期間を取り、段階的に実施）を行うことが必要。
- ・周知を始めてから廃止するまでの期間は、例えば、電話担保金融における貸付期間は概ね8割が5年以下であること、携帯電話の新規加入料の廃止は5～6年かけて段階的値下げの末実施したこと等も参考になる。
- ・施設設置負担金の性格等を日頃から利用者に対して説明することが必要。特に、施設設置負担金に対する誤った認識が生じないよう、ユーザに対する制度の適切な説明、職員の適切な対応への措置等に早急に取り組むことが求められる。

●関係法令の変更等（政府における措置）

- ・施設設置負担金を見直すこととなった場合、必要に応じ、質権法等、施設設置負担金・電話加入権の取扱いに関する規定が設けられている関連法令について、適切な見直しを行うことが求められる。
- ・非減価償却資産とされている電話加入権の税法上の取扱いについて、施設設置負担金を廃止することとなった場合には、政府は、過去の措置等も参考に、必要な措置を検討することが求められる。
- ・総務省は、NTT東日本・NTT西日本の施設設置負担金の見直しの動向を踏まえつつ、関連法令の改正等の必要な措置について、関係機関との調整を行うことが求められる。

ユニバーサルサービス（※2023年12月1日公表の資料を一部修正）

●ユニバーサルサービス料について

NTT東日本では、110番や119番などの緊急通報、公衆電話、山間部や離島を含む地域における固定電話通信などのユニバーサルサービスを、いつでも、どこでも、誰もが利用可能な料金でお客さまにご利用いただけるように、通信網の維持・保守に取り組んでいます。このユニバーサルサービスを維持するために、2007年1月より各電話会社が「ユニバーサルサービス支援機関」*1を通じて費用を出し合う「ユニバーサルサービス基金制度」がスタートしました。

NTT東日本は従来、経営効率化に取り組み、人件費や経費の削減など、あらゆる費用を対象に大幅なコスト削減を実施しておりますが、ユニバーサルサービスを取り巻く環境は、

- ①携帯電話の普及拡大および光IP電話やアプリケーションサービスなどの他事業者が提供するサービスとの競争の進展
- ②従来、NTT東日本と接続事業者が応分に負担してきたコストの一部を基本料コストに付け替えるという制度変更*2

などがあり、ユニバーサルサービスの収支は2022年度で▲247億円の赤字となっております。

一方、ユニバーサルサービス基金制度により支えられる額は、実際のサービス提供に要した費用を用いて算定するのではなく、長期増分費用モデル*3に基づく費用で算定しており、かつ、加入電話については、著しい高コストの地域*4に対象が限定されていることなどから、実際の赤字の一部となっております。

今般、ユニバーサルサービス支援機関が定める各電話会社の1電話番号あたりの負担額（番号単価）は、2024年1月からも現行と同額の月額2円となりました。これに伴いまして、引き続きお客さまには1電話番号あたり月額2.2円（税込）の「ユニバーサルサービス料」をご負担いただきます。

NTT東日本は、基金制度の下で、今後もユニバーサルサービスの維持につとめてまいります。皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

- *1 一般社団法人電気通信事業者協会が総務大臣より指定されています。
- *2 2005年度から交換機コストの一部を段階的に基本料コストに付け替えるものです（2009年度以降は全額付け替え）。なお、このコストのうち、き線点RT（メタルケーブルに収容する電話などの通信を加入者交換機まで光ファイバーで伝送するための多重化装置）から加入者交換機間の伝送路のコストの一部については、2008年度より基本料コストから段階的に交換機コストに戻すこととされております（2011年度以降は全額付け替え）。
- *3 通信網の費用を実際の費用発生額ではなく、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する方式です。
- *4 全国の加入数の4.9%の地域とされています。

(1) 料金額

料金額（1電話番号あたり月額）	2.2円（税込）
-----------------	----------

※ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価と同額です。

※適用する電話番号は、加入電話サービスなどの契約者回線に係る電話番号および付加サービスに係る電話番号です。

(2) その他

支援機関が定める番号単価については、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ<<https://www.tca.or.jp/universalservice/>>において公表されています。

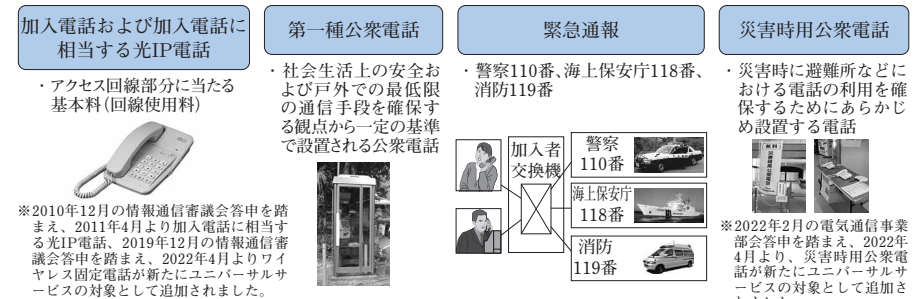
●ユニバーサルサービスとは

NTT東日本およびNTT西日本は、NTT法*においてユニバーサルサービスを提供する責務を果たしております。

*NTT法とは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」をいい、NTT（持株会社）、NTT東日本、NTT西日本の目的、責務などを定める法律です。

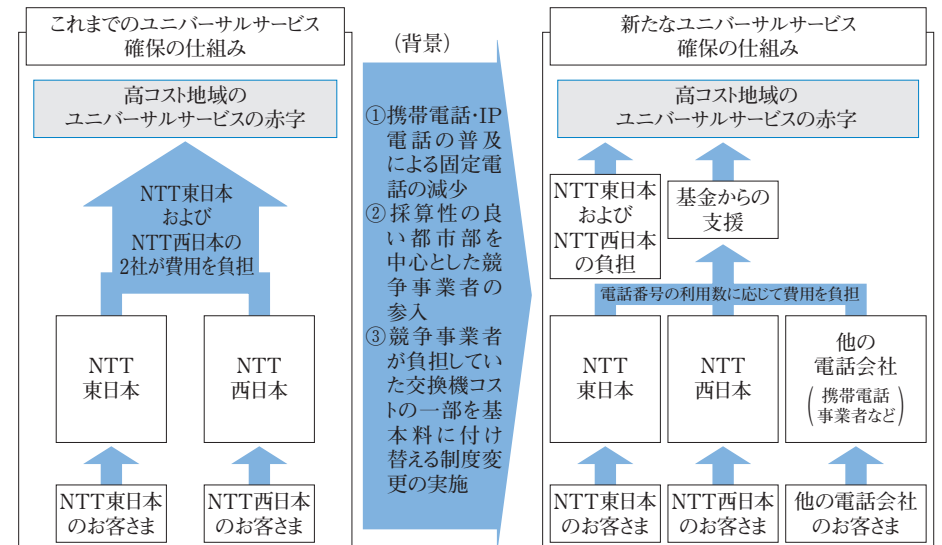
- ・ユニバーサルサービスとは、電気通信事業法において、「国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」と定められているサービスです。
- ・NTT東日本およびNTT西日本は、山間地や離島などの高コスト地域を含む日本全国において、ユニバーサルサービスを提供しています。

ユニバーサルサービスの具体的な範囲



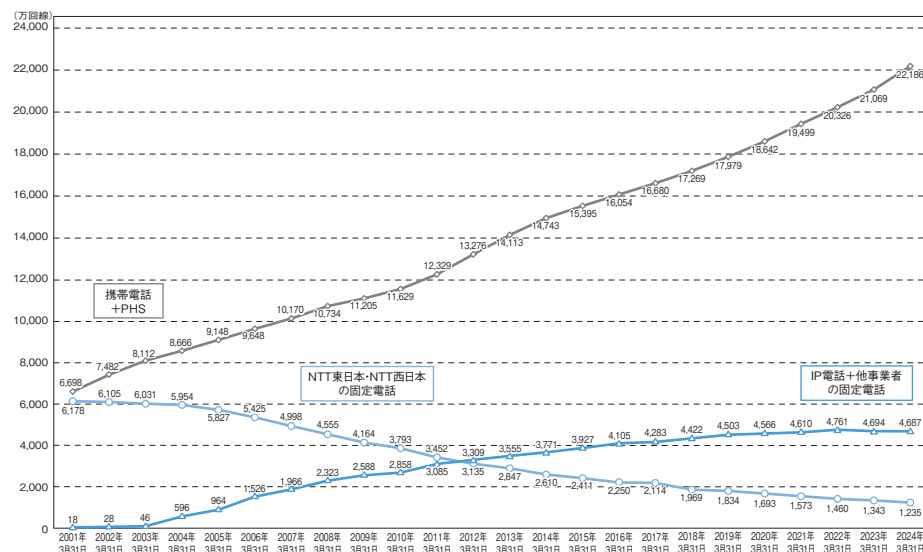
●ユニバーサルサービス確保の仕組み

ユニバーサルサービスの費用は、NTT東日本とNTT西日本2社の負担から、2007年1月より、高コスト地域のユニバーサルサービスの赤字の一部については、電気通信事業者が負担しあう仕組みに変わりました（2024年4月30日現在 20社）。



●固定電話回線数などの推移

携帯電話の普及拡大および光IP電話やアプリケーションサービスなどの他事業者が提供するサービスとの競争の進展により、NTT東日本・NTT西日本の固定電話が減少しています。



※固定電話は、加入電話とISDNの合計

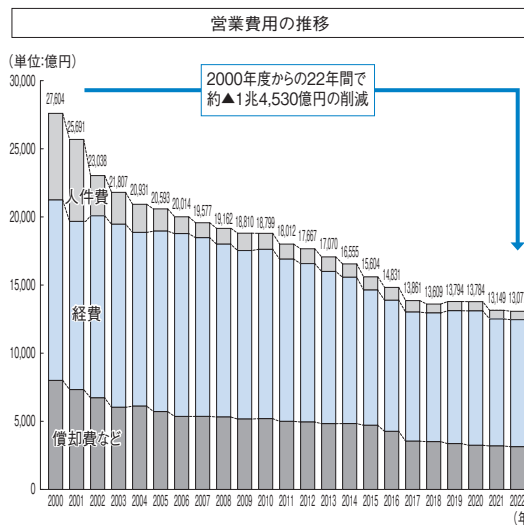
※IP電話は、050番号と0AB～J番号(光IP電話含む)によるものの番号数の合計

※数値は、NTT東日本・NTT西日本エリアの合計

※総務省の公表資料(電気通信サービスの契約数およびシェアに関する四半期データの公表)をもとに作成

●2022年度に実施したNTT東日本の経営効率化

2022年度についても一層の経営効率化に取り組み、大幅なコスト削減を実施しており、2000年度からの22年間で約▲1兆4,530億円の費用を削減しています。



2022年度に実施した主な経営効率化施策	
人件費および経費の削減	○人員のスリム化
	○116業務の見直し ・アウトソーシングによる効率化を実施
	○Web受付の推進による効率化
設備コストの削減	○経費全般にわたるコスト削減 ・@Billingの利用による料金請求コストの抑制
	○印刷用紙・事務用品経費および電気使用料の削減など
	○固定電話網の新規投資の原則停止を継続
	○資産のスリム化のさらなる推進 ・集約に伴い廃止した拠点の建物スペースを貸付 ・遊休不動産の売却により保有コストを削減

●2022年度におけるNTT東日本のユニバーサルサービス収支の現状

収益の減少による収支の悪化を補うための継続的なコスト削減に取り組んでおりますが、NTT東日本と接続事業者が応分に負担してきたNTSコスト*の負担方法の変更などにより、2022年度におけるユニバーサルサービス収支は▲247億円の赤字となっております。

*NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost)とは、交換機設備のうち、通信量の増減によって変化しない装置のコストを指します。

サービス名	2021年度			2022年度		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話・基本料	1,457億円	1,662億円	▲205億円	1,362億円	1,586億円	▲223億円
第一種公衆電話(市内、離島通信)	3億円	23億円	▲19億円	3億円	25億円	▲22億円
緊急通報	—	1億円	▲1億円	—	1億円	▲1億円
合 計	1,461億円	1,686億円	▲226億円	1,365億円	1,612億円	▲247億円

▲21億円

主な要因

- ・IP電話などの普及拡大や競争の進展に伴う収益の減少 : ▲95億円
- ・経営効率化などによるコスト削減 : +74億円

●NTT東日本へのユニバーサルサービス基金制度による支援額

支援額は、実際のサービス提供に要した費用ではなく、長期増分費用モデル*¹に基づく費用を用いて算定しており、かつ、加入電話については、著しい高コストの地域*²に対象が限定されていることから、ユニバーサルサービス収支の赤字の一部である、40億円が支援されることになります。

*¹ 通信網の費用を実際の費用発生額ではなく、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する方式です。

*² 全国の加入数の4.9%の地域とされています。

サービス名	2022年度の営業利益	基金による支援額
加入電話・基本料	▲223億円	17億円
第一種公衆電話(市内、離島通信)	▲22億円	23億円
緊急通報	▲1億円	0.2億円
合 計	▲247億円	40億円

支援を受けても残りの赤字(▲207億円)はNTT東日本自身が負担

長期増分費用モデルに基づき算定

- 支援額の算定は、実際にかかったコストではなく、長期増分費用モデルを用いることにより、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合のコストとなっています。
- 加入電話(基本料・緊急通報)の支援対象は、著しい高コストの地域に限られており、さらに加入電話・基本料の支援される費用の範囲は、著しい高コストの水準*³を上回る部分に限られています。

*³ 平均コストに標準偏差の2倍を加えた額とされています。

※記載の数値は億円未満を四捨五入した数値となっており、表記上の合計値と合わない場合があります。

●ユニバーサルサービス料とユニバーサルサービスコストの負担について

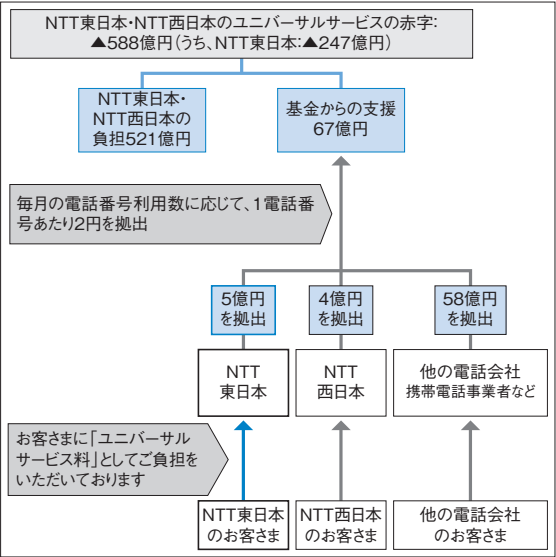
ユニバーサルサービスの維持に必要な費用を賄うための各電話会社の1電話番号あたり負担額（番号単価）は、2024年1月からも現行と同額の月額2円となりました。これに伴いまして、引き続きお客さまには1電話番号あたり月額2.2円（税込）の「ユニバーサルサービス料」をご負担いただきます。

○ユニバーサルサービス料

料金額 (1電話番号あたり月額)	2.2円(税込)
---------------------	----------

※ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価と同額です。
※適用する電話番号は、加入電話サービスなどの契約者回線に係る電話番号および付加サービスに係る電話番号です。

○ユニバーサルサービスコストの負担について



※事業者別の拠出額は、2023年6月30日の電話番号利用数に基づく試算値です。

ダイヤル通話料金の請求

＜電話料金請求のサイクル＞

	計 算 期 間			
	前々月	前 月	当 月	翌 月
A	21日	20日	◆5日 ★20日	
B	26日	25日	◆10日 ★25日	
C	1日	末日	◆15日 ★末日	
D	6日	5日	◆20日 ★ 5日	
E	11日	10日	◆25日 ★10日	
F	16日	15日	◆末日 ★15日	

(凡例) □ 基本料金 ■ 通話料金 ◆ 請求書発行予定日 ★ 支払期限

※上記の支払期限が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日を支払期限とします。

●毎月の料金のご請求

毎月のご利用料金などについてのお客さまへの請求は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンスよりさせていただきます。

※ご利用サービスの状況によっては、NTT東日本から請求させていただく場合もございます。

●料金月制度の理由

電話料金は、ご契約者ごとに料金を計算し請求書を発行することにより、請求させていただいておりますが、多くのお客さまへ一斉に請求書を発行しますと、発行作業が一時に集中し、請求書の発行遅延が起こることも予想されます。

そのため上記のとおり、A～Fの6ブロックに分け、請求書の発行日および支払期限を異にする分散発行を行い、効率的で経済的な料金事務を実施しております。

ダイヤル通話の料金明細内訳サービス

(1) サービス概要

お客さまが“いつ、どこへ、どれだけ”ダイヤル通話をご利用になったかを記録しておき、お客さまからの料金のお問い合わせにお答えできるようにするサービスです。

(2) 通信の秘密確保およびプライバシーの保護

実施にあたっては通信の秘密確保およびプライバシー保護のため、次のように厳正・慎重に対処します。

●通話明細内訳の記録開始に先立って、ご契約者の方に個別に次の意向照会を行い、そのご希望に基づいて、通話明細内訳を記録します。

- ①通話明細内訳の記録を希望する。

②通話明細内訳の記録を希望するが、通話相手の電話番号の下4ケタは消去する。

③通話明細内訳の記録を希望しない。

●意向照会に対してご回答のなかったお客さまについては、上記②の方法で記録しますが、お客さまのご意向によりいつでも変更できます。なお、日別の利用度数は、すべてのお客さまについて記録します。

●通話明細内訳の説明に際しては、自動車運転免許証、各種保険証などにより、お客さまご本人であることの確認を行います。

電話による通話明細内訳のお問い合わせに対する説明は、ご本人であることの確認が困難であるため、行いません。

●通話明細内訳は、原則として支払期限の2カ月後に消去します。

●通話明細内訳書の送付

ご希望のお客さまに「通話明細内訳書」を送付します。

なお、お客さまの送付希望の内容により、表示内容および送付方法などは次のとおりです。

・表示内容

通話明細内訳書には、1カ月分の通話月日、通話先電話番号、通話時間などを1通話ごとに表示します（携帯電話などへの通話含む）。

・送付方法

NTTファイナンスより発行される請求書または口座振替のご案内に同封して送付します。

※ご利用サービスの状況によってはNTT東日本料金請求などに同封させていただく場合もあります。

・通話明細内訳作成料

通話明細内訳書の作成枚数に応じて作成料がかかります（郵送料は無料です）。

9枚まで110円（税込）、50枚まで264円（税込）、100枚まで781円（税込）、800枚まで1,177円（税込）。

（なお、「@ビリング（アットビリング）」をご利用の場合は無料です。）

(3) 料金明細内訳サービスの提供状況

1986年3月に東京で最初に導入し、1995年3月に全国への導入が完了しました。

「フレッツ光」における料金案内方法等の変更について

●NTT東日本は、環境保護の取り組みとして紙媒体による請求書などを削減するために、「フレッツ光」をご利用のお客さまへ、紙媒体が発行されない料金案内方法（お支払い方法は「口座振替」または「クレジットカード」によるお支払い、ご利用料金のご案内はWeb明細サービス「@ビリング」）でのご案内を標準といたします。

●「フレッツ光」をご利用の個人名義のお客さまの、紙媒体による「口座振替のお知らせ」もしくは「料金請求書」の発行には、実費見合いとして発行手数料をご負担いただきます。
※加入電話などは対象外となります。
※契約者名義が法人・公共機関などのお客さまは対象外となります。

＜ご利用料金のご案内方法と発行手数料などについて＞（税込）

お支払い方法	ご利用料金のご案内	発行手数料
クレジットカード	Web明細サービス「@ビリング」によるご案内	無料
口座振替	紙の発行によるご案内	165円／月
請求書支払い		220円*1／月

*1 コンビニエンスストア・各種金融機関窓口でお支払いいただく場合の窓口払い手数料55円（税込）を含む金額です。

＜紙媒体が発行されない料金案内方法への変更手続きについて＞

(1) 変更手続きが必要なお客さまおよびその内容

変更手続きが必要なお客さま	変更手続きの内容
「料金請求書」をご利用のお客さま	・お支払い方法の変更 （口座振替*2またはクレジットカード） ・「@ビリング」のご利用登録
「口座振替のご案内」をご利用のお客さま	・「@ビリング」のご利用登録

*2 口座振替に変更する場合に、「口座振替のお知らせ」を希望されたと、上記の発行手数料をご負担いただきます。

(2) 各種手続き方法

インターネットからのお手続きまたはお申し込み書によるお手続きが可能です。

※「クレジットカード」のお手続きにはインターネット、お電話によるお手続きともに約2週間、「口座振替」のお手続きにはインターネットの場合約2週間、お申し込み書の場合約2カ月を要します。ご了承ください。

＜インターネットからのお手続き＞

<https://web116.jp/ryoukin/payment/index.html>

料金への消費税転嫁の方法

具体的な方法は、下記のとおりとなっています。

●請求書によるお支払い (例:加入電話の基本料・ダイヤル通話料など、 専用線の月額使用料 など)	請求書上において消費税相当額を明示して請求させていただきます。
●公衆電話の通話料金	全体として消費税相当額の転嫁となるよう課金秒数を設定しています。

●その他

- ・端数処理…料金の1円未満の端数については、切り捨てで対処します。
- ・テレホンカード…NTT東日本発行時は課税されません(使用時に課税)。
- ・保証金、延滞利息、割増金…保証金、延滞利息については課税されません。割増金については課税対象となります。

サービスの利用停止および契約解除

1. 利用停止

料金*1の支払期限を経過しても、お支払いいただけなかった場合は、当該サービスの利用を停止させていただきます。

なお、利用を停止するにあたっては、あらかじめ、利用停止の予定日を通知させていただきます。

2. 契約解除

利用停止後もなお料金*1をお支払いいただけない場合は、当該サービスの契約約款に基づき契約を解除させていただきます。

なお、契約を解除するにあたり、あらかじめ、そのことを通知させていただきます。

＜標準スケジュール*2＞

支払期限後の 経過日数	14日目	25日目	40日目	61日目
支払期限	利用停止予告	利用停止	契約解除予告	契約解除

*1 回収代行サービス料金を除きます。

*2 標準的なスケジュールであり、日程が前後する場合があります。

翌月合算請求（隔月請求）

奇数月（1・3・5・7・9・11月）のご請求額が8,000円未満（税込）の場合は、翌月の偶数月（2・4・6・8・10・12月）に2カ月分をまとめて請求いたします。

●対象となるお客さま

NTT東日本、NTTファイナンス株式会社からご請求するサービス*1*2をご利用のお客さま。

*1 加入電話、INSネット、フレッツ光、フレッツ光のオプションサービス、フレッツ・ADSL、フレッツ・ISDNなど。

*2 光コラボレーションモデルは対象外。ただし、フレッツ光のオプションサービスを個別にご利用いただいている請求は、翌月合算の対象。

●主な対象外請求（以下の事由の場合は、請求額に関わらずこれまでどおり毎月請求となります。）

- ・複数回線を1請求にまとめて一括でご請求している場合
- ・複数回線の請求書などをひとつの封筒にまとめてご請求している場合
- ・ご請求額に料金回収代行サービスご利用分が含まれている場合
- ・NTTファイナンス株式会社の「おまとめ請求」をご利用されている場合
- ・通話明細を紙様式でご提供している場合
- ・フレッツ光の工事料金を分割してお支払いされている場合
- ・ひかり電話A（エース）をご利用で@ビリングをご利用されていない場合 など

●毎月請求をご希望される場合のお手続き方法

＜インターネットからのお手続き＞

<https://web116.jp/ryoukin/statement/kakugetsu.html>